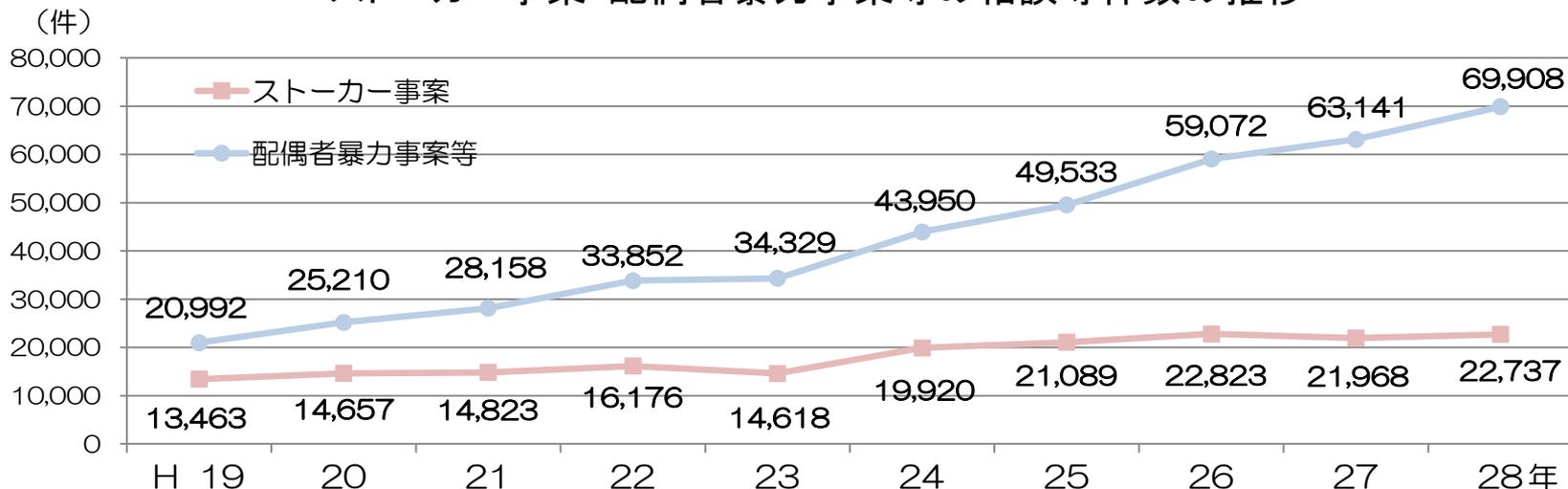


現状

ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数の推移



対策

ストーカー規制法の改正(平成28年12月14日公布)

○ 主な内容

- ・規制対象行為「つきまとい等」の拡大
→ SNSを利用したメッセージの送信等も規制対象に
- ・禁止命令の制度の見直し
→ 警告前置の廃止による禁止命令の迅速化等
- ・罰則の見直し
→ ストーカー行為罪の非親告罪化、罰則の引上げ

※ 平成29年1月3日施行

(禁止命令等の制度の見直しは、同年6月14日施行)

警察における主な取組

警察の対処体制の強化

- 地方警察官の増員
- 被害者等の一時避難の支援、資機材の整備

ストーカー加害者対策

- 精神医学的・心理学的アプローチの推進(地域精神科医療等との連携)

関係省庁と連携したストーカー対策の推進

ストーカー総合対策(平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議)

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 2 被害者情報の保護の徹底 | 5 加害者対策の推進 |
| 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進 | 6 支援を図るための措置 |
- (平成29年4月24日改訂)